

在宅重度障害者(児)

やさしい住まい推進事業の御案内

やさしい住まい推進事業については、在宅の重度障害者(児)が現に居住している市内の既存住宅を、その障害の状況に適するよう住宅の改良工事を行って、重度障害者(児)の生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付します。

また、在宅生活で必要な動作に制限を受けている障害者(児)に自立促進用具を交付することによって、障害者(児)の自立の促進や介助者の負担軽減を図ります。

なお、本事業については、平成26年2月に事業の内容を一部改正しました。事業の詳細については、中面を御確認いただくとともに、**工事の着工や用具の設置前**にお住まいの区役所又は地区健康福祉ステーションの高齢・障害課障害者支援係まで事前に御相談ください。

注意事項

申請時に御提出いただく見積書の取扱い及び給付額について

提出いただく見積書の項目及び価格すべてが公費の対象となる金額(=給付額)ではありません。工事計画段階で作成された見積書については、申請後に実施する訪問調査や給付額の決定のための参考とするものです。

そのため、**対象工事の範囲、設置する用具及び訪問調査の結果等によって、給付額が見積額より減額となる場合があります。予め御了承ください。**

◇ 住宅設備改良

市内の既存住宅を障害の状態に応じて改良（浴室、便所、玄関、台所など）するために必要な費用が給付されます。

- 利用できる方
 - ア 身体障害者手帳を持っている方で、障害の程度が1級又は2級の方
 - イ 知能指数が35以下の方
 - ウ 身体障害者手帳を持っている方で、障害の程度が3級かつ知能指数が50以下の方
- 給付上限額 100万円
- 対象外工事
 - ・日常生活用具及び介護保険制度の住宅改修対象工事
 - ・新築、増築に係る工事
 - ・日常生活用具等で代替が可能と判断される工事
 - ・単に家屋の老朽化や故障に伴う工事
 - ・本事業の給付目的に合わない工事及び本来の目的と比較して必要以上に付加機能若しくは調度品が含まれたもので高額であると判断した工事
 - ・既に着工している工事
 - ・高齢者住宅改造費助成事業の給付を受けられている方

◇ 自立促進用具

在宅生活に必要な動作に制限を受けている方の自立促進や介護者の負担軽減のために自立促進用具を交付します。

1 【新規】

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害3級以上及び内部障害1級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方	100万円	障害者更生相談所、地域療育センター等の専門機関により、用具の交付が必要と認められた方
環境制御装置	四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	70万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含むものとします。

- ①～⑤の移動機器を設置する場合については、設置工事の内容や移動機器の価格等により住宅設備改良の給付額と合算して給付できる場合がありますので、区役所又は地区健康福祉ステーションの高齢・障害課障害者支援係まで事前に御相談ください。

2 【修理】

用具の種類	利用できる方	給付上限額	その他
①ホームエレベーター ②段差解消機 ③階段昇降機 ④リフト ⑤昇降補助機器	下肢又は体幹機能障害3級以上及び内部障害1級にて、在宅での日常生活をする上で、必要な移動が困難な方	10万円	対象となる修理の給付は、上記1【新規】で給付を受けた用具の修理に限ります。
環境制御装置	四肢機能障害1級又は2級で、補助機器を使用しないと日常生活動作が極度に制限される方	7万円	

※各用具の給付上限額は、消費税及び地方消費税を含むものとします。

- 上記1の【新規】の交付決定日から5年以内であれば、給付上限額まで複数回に分けて給付を受けることができます。
- 上記1の【新規】の交付決定日から5年の周期ごとに新たに給付上限額まで給付を受けることができ、給付上限額まで複数回に分けて給付を受けることができます。なお、5年以内の給付額の合計が給付上限額に達していない場合は、新たに給付することができる給付上限額に上乗せすることはできません。

◇ 費用負担について（住宅設備改良・自立促進用具 共通）

世帯の所得状況（最多課税者の市民税額による）に応じて自己負担が発生します。

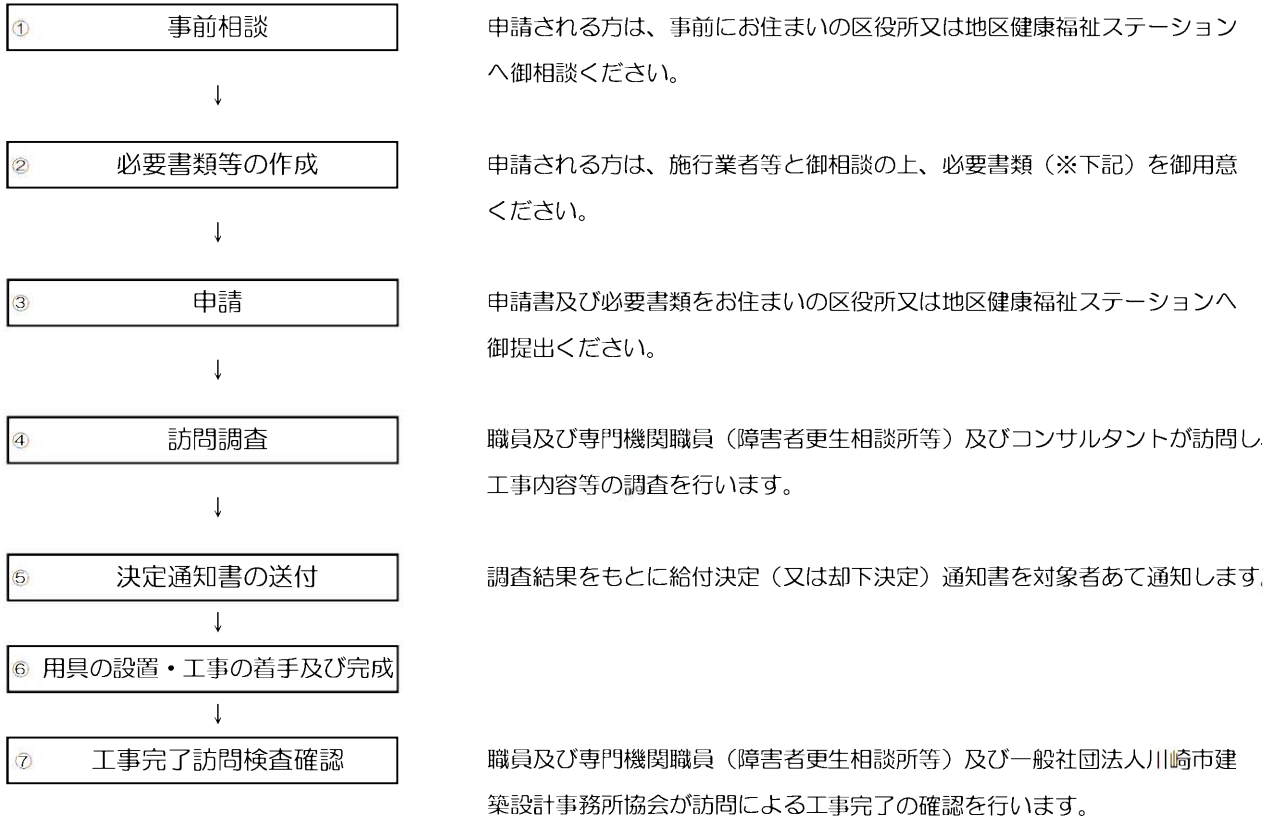
世帯の範囲・・・18歳以上の場合：本人と配偶者

18歳未満の場合：住民基本台帳同一に属する方

階層区分	自己負担率
生活保護から市民税（所得割）3万3千円未満	0
市民税（所得割）3万3千円以上2万3千5百円未満	所要額の1/4
市民税（所得割）2万3千5百円以上4万6千円未満	所要額の1/2
市民税（所得割）4万6千円以上	全額自己負担

●自立促進用具の【修理】は、自己負担が発生しません。

◇ 申請手続や給付決定までの流れ



注意事項

- ・給付決定前に工事を着手された場合や工事着手後に申請された場合は、給付を受けることはできません。
- ・本事業は、身体状況、生活環境、工事内容を十分に確認した上で、訪問調査等を行った後、給付決定（又は却下決定）を行います。そのため、申請を受理してから決定までに**日数を要しますので、予め御了承ください。**

●申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・市民税額等を証明するもの
- ・必要書類（見積書、工事図面、工事計画書等）
- ・申請書及び同意書（窓口にあります）
- ・印鑑



お住まいの各区役所・各地区健康福祉ステーションのお問合せ先

川崎区役所	TEL 201-3215	FAX 201-3293
大師地区健康福祉ステーション	TEL 271-0162	FAX 271-0128
田島地区健康福祉ステーション	TEL 322-1984	FAX 322-1994
幸区役所	TEL 556-6654	FAX 555-1336
中原区役所	TEL 744-3265	FAX 744-3345
高津区役所	TEL 861-3252	FAX 861-3238
宮前区役所	TEL 856-3304	FAX 856-3163
多摩区役所	TEL 935-3323	FAX 935-3396
麻生区役所	TEL 965-5159	FAX 965-5207

※ 市外局番 川崎 (044)

事業担当課 川崎市健康福祉局障害福祉課 TEL 200-2653
FAX 200-3932